

葛飾区長期優良住宅建築等計画申請手数料

1. 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(法第5条第1項～第3項)

(1) 一戸建ての住宅(注1)、共同住宅等(注2)の新築する場合は、次の表に掲げる額になります。

※床面積が10,000㎡を超える建築物については東京都の扱いになります。東京都の連絡先は東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課 TEL:03-5321-1111(内線30-323)になります。

① 登録住宅性能評価機関(注3)が作成した確認書等(注4)を提出する場合

	床面積	手数料
一戸建ての住宅(床面積にかかわらず同一手数料です。)		7,100円
共同住宅等	100㎡以内のもの	7,100円
	100㎡超～500㎡以内のもの	13,000円
	500㎡超～1,000㎡以内のもの	22,000円
	1,000㎡超～2,500㎡以内のもの	32,000円
	2,500㎡超～5,000㎡以内のもの	57,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内のもの	94,000円

②①以外の場合

	床面積	手数料
一戸建ての住宅(床面積にかかわらず同一手数料です。)		52,000円
共同住宅等	100㎡以内のもの	52,000円
	100㎡超～500㎡以内のもの	122,000円
	500㎡超～1,000㎡以内のもの	196,000円
	1,000㎡超～2,500㎡以内のもの	386,000円
	2,500㎡超～5,000㎡以内のもの	691,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内のもの	1,188,000円

※ 上記に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)は、別に掲げる額(確認申請・計画通知手数料)を、該当する場合に応じ、それぞれ加えます。

(注1) 人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限りです。

(注2) 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

(注3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関です。

(注4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2の規定に基づく書類です。

(2) 一戸建ての住宅(注1)、共同住宅等(注2)の増築又は改築する場合は、次の表に掲げる額になります。

※床面積が10,000㎡を超える建築物については東京都の扱いになります。東京都の連絡先は東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課 TEL:03-5321-1111(内線30-323)になります。

①登録住宅性能評価機関(注3)が作成した確認書等(注4)を提出する場合

	床面積	手数料
一戸建ての住宅(床面積にかかわらず同一手数料です。)		10,000円
共同住宅等	100㎡以内のもの	10,000円
	100㎡超～500㎡以内のもの	19,000円
	500㎡超～1,000㎡以内のもの	33,000円
	1,000㎡超～2,500㎡以内のもの	47,000円
	2,500㎡超～5,000㎡以内のもの	85,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内のもの	140,000円

②①以外の場合

	床面積	手数料
一戸建ての住宅(床面積にかかわらず同一手数料です。)		78,000円
共同住宅等	100㎡以内のもの	78,000円
	100㎡超～500㎡以内のもの	183,000円
	500㎡超～1,000㎡以内のもの	293,000円
	1,000㎡超～2,500㎡以内のもの	579,000円
	2,500㎡超～5,000㎡以内のもの	1,037,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内のもの	1,782,000円

※上記に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)は、別に掲げる額(確認申請・計画通知手数料)を、該当する場合に応じ、それぞれ加えます。

(注1) 人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限りです。

(注2) 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

(注3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関です。

(注4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2の規定に基づく書類です。

2. 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第8条第1項)

- (1) 一戸建ての住宅を新築の場合は、1.(1)の表に掲げる額です。増築又は改築の場合は、1.(2)の表に掲げる額です。
- (2) 共同住宅等を新築の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、1.(1)の表に掲げる額です。増築又は改築の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、1.(2)の表に掲げる額です。

※ 申請に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)で、建築基準関係規定の変更申請に係る審査を行う場合の手数料については、葛飾区都市整備部建築課(TEL:03-5654-8356)までお問い合わせください。

3. 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲渡人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料(法第9条第1項)

2,300円

4. 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料(法第10条)

2,300円